

(仮称) 柴田町総合体育館整備事業
に関する官民連携事業

【実施方針】

令和3年7月2日

宮城県柴田町

I	総則	1
II	特定事業の選定に関する事項	2
	1. 事業内容に関する事項	2
	2. 特定事業の選定方法等に関する事項	6
III	民間事業者の募集に関する事項	8
	1. 民間事業者の参加要件	8
	2. 民間事業者の資格要件	9
	3. 要件に関する留意事項	10
IV	民間事業者の選定に関する事項	12
	1. 民間事業者の選定方法	12
	2. 民間事業者の選定手順等	12
	3. 契約に関する基本的方針	13
	4. 著作権及び提案書類の取扱い	13
V	柴田町と民間事業者の事業費及びリスク分担に関する事項	14
	1. 予測されるリスクと責任分担の基本的方針	14
VI	事業の適正な維持を目的としたモニタリング（監視）に関する事項	15
	1. モニタリングに関する基本的方針	15
	2. モニタリングの実施方法	15
	3. モニタリングの結果	15
VII	事業契約等に関する事項	16
	1. 基本協定及び事業契約内容の疑義の取扱い	16
	2. 裁判管轄権	16
VIII	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	17
	1. 事業の継続に関する基本的な考え方	17
	2. 融資の確保に関する協力体制	17
	3. 事業の継続が困難となる事由が発生、又は、その恐れが生じた場合の措置	17
IX	その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
	1. 議会の議決	19
	2. 事業者選定の応募に伴う費用負担	19
	3. 本事業に係る情報公開及び情報提供	19
	4. 実施方針の変更	19
	5. 実施方針に関する意見等の受付	19
	6. 実施方針等に関する問合せ先	20
	7. 添付書類等	20

I 総則

柴田町は、平成 31 年 3 月に策定した第 6 次総合計画において、未来の都市像を、槻木駅、船岡駅、船迫エリア、東船岡駅を起点にした大沼通線や新栄通線エリアの 4 つの拠点エリアと農村部をネットワークで結ぶ「コンパクトプラスネットワーク型」の都市構造として描いている。現在、安全で快適に暮らすことのできる都市基盤や生活基盤の整備、さらに、公園、緑地、広場といったオープンスペースや街路樹等をグリーンインフラで結び、魅力あふれる都市空間を形成する中で、「歩くことが楽しく、心癒やされるまちづくり」に取り組んでいる。また、今後は、歴史的な建物のリノベーションや文化ゾーンの中核となる図書館、いざというときの避難所となる総合体育館といった文化・スポーツ等の拠点施設を整備するとともに、住民自らが開催するイベント、祭り、マルシェ等を通じて、国内外の多くの人々と交流を深め、多様な生活文化の創造や、まち中でのにぎわいづくりにつなげていく、「創造性豊かなまちづくり」を目指すこととしている。

そうした創造的なまちづくりの一環として、これまで柴田町では、平成 27 年 3 月に「(仮称)柴田町総合体育館基本構想」を策定した。翌年には「柴田町スポーツ推進計画」を作成し、スポーツ施設を核としたにぎわいのある拠点づくりに取り組んできたところである。さらに、これらの計画を基本に、施設整備の具体化を目指す「柴田町防災拠点・総合体育館基本設計報告書」を平成 30 年に作成している。

一方、柴田町は人口減少や厳しい財政状況等を踏まえ、公共施設等については長期的な視点から、総合的かつ計画的な管理が求められていたことから、平成 29 年 3 月に「柴田町公共施設等総合管理計画」を策定し、建築物総量の適正化及び計画的な長寿命化の推進を基本目標に掲げ、厳しい財政状況に対応することとしたものである。こうした経緯を踏まえ、防災機能を有する総合体育館の建設に当たっては官民連携手法の導入を検討し、民間の持つ多様なノウハウや技術を活用し、事業コストの適正化や質の高いサービスの提供を図ることにしたものである。今回「(仮称)柴田町総合体育館整備事業に関する官民連携事業」に係る実施方針について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成十一年法律第百十七号(以下、「PFI 法」という。))第 5 条の規定に基づき、事業の公平性及び透明性を確保するために、一般に公表するものである。ただし、本方針の公表により、PFI 手法の採用を確定させるものではない。

Ⅱ 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

(仮称) 柴田町総合体育館整備事業

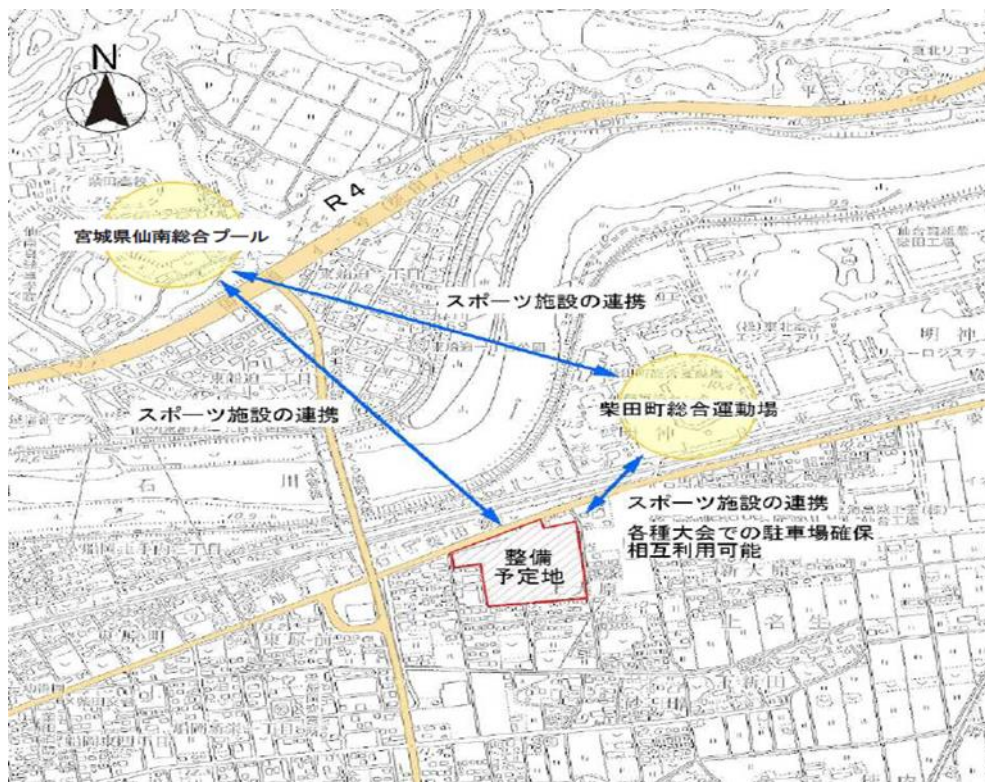
(2) 事業の概要

本事業は、次の機能を備える体育館の整備を行うものとする。また、体育館整備に伴い柴田町が定めた基本構想を実現するために、附帯事業を設ける。

- 1) アリーナ（最低限、バスケットコートが2面取れるアリーナ）
- 2) トレーニングルーム
- 3) 観覧席
- 4) トイレ、更衣室、シャワー室等
- 5) 会議室、事務室等
- 6) 音響設備
- 7) 駐輪場・駐車場
- 8) 災害時の避難所・防災機能
- 9) 附帯事業

(3) 事業用地

整備対象地	宮城県柴田郡柴田町大字船岡字上大原地内
敷地面積	約 31,000 m ²
容積率	200%
建蔽率	60%
延べ床面積	約 5,000 m ² を上限とし、募集要項にて詳細を示すものとする。



- (4) 公共施設等の管理者
柴田町長 滝口 茂

(5) 事業目的

本事業は、柴田町が「(仮称)柴田町総合体育館基本構想」(平成27年3月)にて定めた以下の基本方針に基づいた体育館を核とし、附帯事業も可能とした整備を目的とするものである。

- 【基本方針1】 「町民が生涯現役でスポーツを楽しめる体育館」
- 【基本方針2】 「安心・安全な機能を備えた体育館」
- 【基本方針3】 「文化的事業・イベントに使用できる体育館」

(6) 事業方式

本事業は、民間事業者の企画力、整備力、運営力、資金調達力等を活用し、持続可能かつ良質な公共サービスの基盤整備と提供、さらには、柴田町の将来の財政負担の効率化を目的として、官民連携手法を用いて実施することを想定している。

事業方式は、民間事業者による「選択制」を採用し、企画提案を行う民間事業者が創意工夫を最大限に発揮できることを目的とする。

【選択可能な事業方式及び手法】

方式		説明
PFI	Build Operate Transfer (BOT) 方式	民間事業者が、自ら設計・建設した施設を契約期間中所有し続け、維持管理運営を行い、契約終了後に所有権を柴田町へ移転する方式
	Build Own Operate (BOO) 方式	民間事業者が、自ら設計・建設した施設を所有し続け、維持管理運営を行う方式
	Build Transfer Operate (BTO) 方式	民間事業者が、自ら設計・建設した施設の所有権を竣工時に柴田町へ移転し、その後、契約期間中の維持管理運営を行う方式
	Build Lease Operate Transfer (BLOT) 方式	民間事業者が、自ら設計・建設した施設を柴田町にリースし、維持管理運営を行い、契約終了後に所有権を柴田町に移転する方式
	コンセッション方式	柴田町が施設の所有権を有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式
リース方式	柴田町が求める施設を民間事業者が整備し、柴田町にリースする方式（維持管理運営は、柴田町が別途発注する）	
定期借地権方式	柴田町が、本事業の事業用地に定期借地権を設定し、民間事業者に一定期間貸付を行い、民間事業者が施設を整備する方式	
賃貸借方式	民間事業者が所有（企画）する施設の一部又は全部を柴田町が賃貸借契約により借りる方式	
その他	民間事業者による提案可能	

注) 事業方式及び手法については、上記の複数の方式及び手法を組み合わせた提案も可とする。

(7) 事業の範囲

1) 対象とする整備地

本事業の整備地は、柴田町大字船岡字上大原地内を対象とし、周辺環境に配慮した整備を行うものとする。また、整備地の余剰地や余剰空間を活かした附帯事業の整備を可能とする。

2) 本事業に係る業務の内容

選定事業者は、本事業について、次の業務を柴田町とのリスク分担に基づき実施する。

<PFI 手法の場合>

- (ア) 特別目的会社の契約期間中の維持業務
- (イ) 公共施設等の企画・設計業務
- (ウ) 公共施設等の整備・開発業務
- (エ) 公共施設等の維持管理業務
- (オ) 公共施設等の運営業務
- (カ) 附帯事業に関する業務
- (キ) プロジェクトマネージャーによる全業務のマネジメント
- (ク) 業務全体に関するセルフモニタリング

<その他の手法の場合>

- (ア) 公共施設等の企画・設計業務
- (イ) 公共施設等の整備・開発業務
- (ウ) 公共施設等の維持管理業務
- (エ) 公共施設等の運営業務
- (オ) 附帯事業に関する業務
- (カ) プロジェクトマネージャーによる全業務のマネジメント
- (キ) 業務全体に関するセルフモニタリング

3) その他の業務

- (ア) 柴田町への所有権移転等に関する一切の業務
- (イ) 柴田町が実施する各種補助申請又は会計検査対応等の支援
- (ウ) 事業期間中に柴田町が実施する本事業の町民との協働に関する支援

4) 事業契約期間

選定事業者と柴田町との事業契約期間は、募集要項にて詳細を示すものとする。

5) 選定事業者の収入

本事業に係る業務による選定事業者の収入は、次のとおりとし、その他は協議又はモニタリングの結果により決定する。

- (ア) 柴田町が支払う適切なサービス対価（対象は、Ⅱ-1-（7）「事業の範囲」に記載する PFI 手法の場合の各業務とする。）又は契約金額（対象は、Ⅱ-1-（7）「事業の範囲」に記載するその他手法の場合の各業務とする。）
- (イ) 選定事業者が自らの責任において実施する独立採算事業の収入

6) 事業スケジュール

民間事業者の募集、選定等は次の予定とする。なお、PFI法6条に関する民間提案が提出された場合は、進捗状況に依存するため追って公表するものとする。

項目	日程
1) 実施方針の公表	R3年7月2日
2) 実施方針に関する質問及び個別対話の受付	R3年7月12日～8月12日
3) 実施方針に関する質問への回答（公表）	必要に応じて随時
4) 特定事業の選定及び公表	R3年9月頃
5) 募集要項等の公表	R3年9月下旬頃
6) 募集要項等に関する説明会	R3年9月下旬頃
7) 募集要項等に関する質問の受付	R3年10月～12月頃
8) 募集要項等に関する質問の回答（公表）	必要に応じて随時
9) 参加表明書の提出〆切	R3年11月頃
10) 参加資格審査（一次審査）及び資格確認通知書の発送	R3年11月頃
11) 企画提案書の提出〆切	R3年12月頃
12) 優先交渉権者の決定及び発表	R4年1月頃
13) 基本協定の締結	R4年2月頃
14) 優先交渉権者との交渉協議	R4年1月～3月頃
15) 事業契約の仮契約締結	R4年2月頃
16) 事業契約に関する議会議決	R4年3月議会
17) 事業契約の締結	R4年3月

2. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定に関する考え方

柴田町は、本事業について、PFI法に基づき実施した場合、その他の手法で実施した場合、柴田町が自ら実施した場合を比較し、本事業をPFI法に基づき民間事業者が実施する方が性能及び機能面において優れ、公的不動産（PRE）の有効活用の観点から柴田町の未来に確実に新たな価値を創造し、さらには、効率的かつ有効性が高いものと判断した場合には、本方針を踏まえ、本事業を特定事業として選定する。

また、特定事業選定にあたっての基本的な評価基準は次のとおりである。

- 1) 本事業の企画、設計、整備・開発及び維持管理・運営において、柴田町が要求する水準を上回ることが具体的に確認できること。特に、新たに整備する体育館施設の有効活用が明確に確認できること。
 - 2) 本事業の企画、設計、整備・開発及び維持管理・運営において、公的不動産の有効活用や、社会資本を活用した柴田町財政の後年度負担軽減につながるものが論理的に明らかであること。
- (2) 特定事業の選定結果公表
- 柴田町が本事業を特定事業として選定した場合には、柴田町のホームページ等において公表する。なお、本事業を特定事業として選定しなかった場合においても、柴田町はその結果を同様に公表する。

Ⅲ 民間事業者の募集に関する事項

1. 民間事業者の参加要件

- (1) Ⅱ-1- (7)「事業の範囲」の PFI 手法の場合は、民間事業者は、本事業に係る業務を事業契約期間に渡って安定的に実施することが可能な複数の法人等で構成される連合体とする。なお、Ⅱ-1- (7)「事業の範囲」のその他の手法の場合は、連合体に限るものではない。
- (2) 民間事業者の構成は、次の要件を満たすものとする。

<PFI 手法の場合>

- 1) 民間事業者は、特別目的会社を設立し、特別目的会社へ出資して業務を担う構成企業と、出資はせずに業務を担う協力企業から構成し、構成企業や協力企業から業務を受託する者を第三者企業と位置付けること。
- 2) 民間事業者は、柴田町が要求する各業務を、パススルーの原則に基づき担う主たる企業を含む構成とすること。
- 3) 民間事業者は、複数の企業等から構成されるため、代表者を定めること。
- 4) 民間事業者は、特別目的会社へ出資を予定している構成員のいずれかが、他の民間事業者の特別目的会社へ出資を予定していないこと。(重複出資の禁止)
- 5) 特別目的会社への出資は、民間事業者の代表者が、最大出資者となり、かつ、構成企業の出資比率の合計は、全体の 50%を超えること。
- 6) 民間事業者は、企画提案書の提出時において、第三者企業と関心表明書 (LOI) を締結すること。
- 7) 民間事業者の構成企業及び協力企業は、柴田町の入札参加資格者名簿に登載されている者とする。ただし、未登録の者は、本事業の参加表明書提出時に柴田町入札参加資格審査申請に必要な書類を提出すること。
- 8) 民間事業者の構成企業及び協力企業は、柴田町入札参加資格停止措置要綱によ

る指名停止措置を受けていない者とする。

- 9) 民間事業者の構成企業及び協力企業は、参加表明書を提出する時点において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納していない者であること。
- 10) 民間事業者は、本事業の特性や事業内容を勘案し、10年以上の実務経験を有する経験豊富なプロジェクトマネージャーを選任すること。

<その他の手法の場合>

- 1) 民間事業者は、企画提案書の提出時において、事業の遂行体制を明らかにし、構成する企業等と関心表明書（LOI）を締結すること。
- 2) 民間事業者は、柴田町の入札参加資格者名簿に登載されている者とする。ただし、未登録の者は、本事業の参加表明書提出時に柴田町入札参加資格審査申請に必要な書類を提出すること。
- 3) 民間事業者は、柴田町入札参加資格停止措置要綱による指名停止措置を受けていない者とする。
- 4) 民間事業者は、参加表明書を提出する時点において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納していない者であること。
- 5) 民間事業者は、本事業の特性や事業内容を勘案し、10年以上の実務経験を有する経験豊富なプロジェクトマネージャーを選任すること。

2. 民間事業者の資格要件

(1) 施設整備にあたる企業

- 1) 設計業務を実施する者
 - (ア) 国土交通省の建設コンサルタント登録規定に基づき国土交通省に登録された企業であること。
 - (イ) 都市計画法第31条に規定する国土交通省令で定める資格を有する管理

技術者を配置できること。

2) 建設業務を実施する者

(ア)建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(イ)建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条に基づき、監理技術者又は主任技術者を専任かつ常駐で適切に配置できること。

3) 維持管理・運營業務を実施する者

(ア)維持管理・運營業務を担当する者は、本事業にて整備する施設規模と同等の施設の維持管理・運營業務の実務経験を、5 年以内に有する者であること。

(イ)建築物環境衛生管理技術者、清掃作業監督者及びビルクリーニング技能士の資格を有する業務責任者を配置できること。

(2) セルフモニタリングを担う者は、設計監理及び施工管理、維持管理・運營業務の実務経験を 5 年以内に有する者とし、プロジェクトマネージャーの兼務を可とする。

3. 要件に関する留意事項

- (1) 民間事業者は、参加資格確認申請時に、本事業の各業務を担う法人等の名称及び業務内容を明らかにすること。
- (2) 民間事業者は、その他の手法の場合において、企画、設計、整備及び開発、維持管理及び運營業務のうち、複数または全ての業務を、一企業が兼ねることができるものとする。
- (3) 参加表明書に記載されている構成員の変更及び追加は、原則、認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合を除く。）、又は応募資格要件等に抵触するような事態が生じた場合は、柴田町と協議を行い、柴田町が承諾した場合に限り、構成員の変更ができるものとする。
- (4) 参加資格要件を満たす期間は、参加表明書の提出日から参加資格決定日までと、優先交渉権者の決定日から事業契約締結日までとする。また、PFI 手法の場合の特別目的会社の構成企業間の出資比率は、契約期間中、最適な出資比率を維持するため、整備期間と維持管理期間への移行時での代表企業と構成企業との間での出資比率

の変更や代表企業の変更などを、柴田町は積極的に認めることとする。

- (5) 地域経済の活性化を目指し、特別目的会社の構成や連携企業等に柴田町内事業者が主体的に参画することを期待するものとする。

IV 民間事業者の選定に関する事項

1. 民間事業者の選定方法

民間事業者の募集・選定にあたり、事業者からの提案内容を総合的かつ客観的に評価する必要がある。そのため、柴田町は、透明性及び公平性の確保に配慮し、さらには、定性的な評価を重視するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

2. 民間事業者の選定手順等

(1) 検討委員会の開催

民間事業者から提出された企画提案は、外部有識者により構成された検討委員会により審査を行い、審査結果を、柴田町が別途設置する選定委員会と共有する。

(2) 民間事業者の評価

柴田町は、検討委員会の審査内容を基に、選定委員会にて民間事業者の評価を行い、選定する。

(3) 選定事業者の公表

民間事業者の選定にあたっては、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行い、その結果を柴田町のホームページにおいて公表し、選定事業者には書面により通知する。

(4) 民間事業者を選定しない場合

柴田町は、民間事業者の応募が無い場合や民間事業者の提案内容から柴田町の要求する水準の達成が困難と判断した場合は、民間事業者を選定しない。その際、PFI手法の場合においては、PFI法に基づく特定事業の選定及び公募を取り消すものとし、その旨を速やかに柴田町のホームページにて公表するとともに、応募した民間事業者にその旨を通知する。また、その他手法の場合においては、民間事業者を選定しない旨を速やかに柴田町のホームページにおいて公表するとともに、応募した民間事業者にその旨を通知する。

(5) 柴田町内事業者の活用

本事業で採用を予定している事業スキームは、設計から維持管理・運営までの業務において、地域で担えるものは地域で担うことを前提とする。

3. 契約に関する基本的方針

(1) 基本協定の締結手続き

本事業に係る業務は、様々なリスク（業務を遂行する上で発生する成功阻害要因）を、柴田町と選定事業者が適切に分担することにより、一層低廉かつ質の高いサービスの提供を目指し、柴田町及び優先交渉権者（優先交渉権者との協議が決裂した場合には次点交渉権者。以下、同じ。）が契約に向けた協議を行い、契約締結に必要な事項等に係る基本協定を締結する。

(2) 事業契約の締結手続き

優先交渉権者は、柴田町との基本協定締結後、PFI手法の場合においては速やかに特別目的会社を設立するものとし、柴田町と選定事業者とは、本事業に係る業務について、仮契約を締結し、議会の議決を経て本契約を締結するものとする。

4. 著作権及び提案書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に係る業務について、提案書類の著作権は、民間事業者へ帰属するものとし、民間事業者からの提案書類は、柴田町が民間事業者の選定に関わる公表以外に民間事業者に無断で使用できないものとする。なお、提案書類は事業者選定が終了した際に返却する。ただし、契約締結した民間事業者の企画提案書は、この限りでない。

(2) 特許権等

民間事業者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じた責任は、民間事業者が負うものとする。

(3) 提案書類の変更

民間事業者による提案書類は、提出期限後の変更、差し替え又は再提出を認めないものとする。

V 柴田町と民間事業者の事業費及びリスク分担に関する事項

1. 予測されるリスクと責任分担の基本的方針

リスクは、想定されるリスクを可能な限り明確化した上で、リスクを最も適切にコントロールすることができる者がその費用を含めて負うことを基本とし、柴田町と優先交渉権者のリスク分担を契約内容に明記するものとする。

VI 事業の適正な維持を目的としたモニタリング（監視）に関する事項

1. モニタリングに関する基本的方針

柴田町は、本事業に係る業務が、業務要求水準以上に確実に遂行され、かつ選定事業者の財務状況等が適切であるかについて、社会状況の変化もにらみつつ、モニタリングを行う。

なお、モニタリングの具体的な方法は、サービス基準合意書(SLA)を導入するものとし、柴田町と選定事業者の合意の下、その具体的な仕組みを構築し、柴田町はモニタリングに係る有識者会議を設置することを契約内容に明記するものとする。

2. モニタリングの実施方法

柴田町は、次の内容について、モニタリングを実施するものとする。なお、モニタリングには、加点と減点の両面からの結果を反映する方法を構築する。

(1) 企画・設計・整備・開発業務

柴田町は、公共施設等の企画・設計業務及び整備・開発業務について、事業契約に定める要求水準に達しているものであるか否か、確認する。

(2) 維持管理業務

柴田町は、公共施設等の維持管理業務について、本事業の対象となる公共施設等の実施状況を確認する。

(3) 運營業務

柴田町は、公共施設等の運營業務について、経営状況及び利用者のニーズ等を確認する。

(4) 選定事業者の経営

柴田町は、選定事業者に対し、財務諸表等を用いた財務状況の報告を求め、その監査等を行う。

3. モニタリングの結果

柴田町は、モニタリングの結果を踏まえて、事業契約書に定める要求水準が達していないと判断した場合は、選定事業者と業務の改善等に係る協議を行う。

VII 事業契約等に関する事項

1. 基本協定及び事業契約内容の疑義の取扱い

基本協定及び事業契約内容の解釈について疑義が生じた場合は、柴田町と事業者の双方が事業の目的を共有し、協議を行うものとする。また、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

2. 裁判管轄権

本事業に係る業務に関する紛争は、仙台地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

VIII 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1. 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業に係る業務は、予定された期日までに、選定事業者により事業契約書に定められた業務を遂行し、事業期間中の維持管理及び運営等が、効率的及び効果的であり、かつ安定して継続的に行われることを確保するため、事業の継続が困難となる事由（「【別紙】リスク分担表（案）」における契約履行リスク及び不可抗力リスクをいう。）をあらかじめ洗い出し、その事由の発生時には、適切な措置を実行できるように事業契約書に定める。

2. 融資の確保に関する協力体制

柴田町は、本事業の継続性を確保するため、選定事業者に融資を実行する金融機関に対し、選定事業者とともに必要に応じて協議を行うものとする。

3. 事業の継続が困難となる事由が発生、又は、その恐れが生じた場合の措置

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

柴田町は、事業契約書に定めるところにより、選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合やその恐れが生じた場合に、選定事業者と協議の上、改善を図ることを求める。その後、改善が認められない場合に、柴田町は事業契約を解約することができる。

この場合において、選定事業者は、柴田町に直接的に生じた損害を賠償するものとし、柴田町側にも一部過失があった場合には、その過失について相殺し、損害額を賠償するものとする。

(2) 柴田町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者は、事業契約書に定めるところにより、柴田町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合に、柴田町と協議の上、事業契約を解約することができる。

この場合において、柴田町は、選定事業者に直接的に生じた損害を賠償するものとし、選定事業者側にも一部過失があった場合には、その過失について相殺して、損害額を賠償するものとする。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

柴田町及び選定事業者は、不可抗力、その他双方の責めに帰することができない

事由により事業の継続が困難となった場合に、柴田町と選定事業者が、解決策や事業継続の可否について協議を行うものとする。

IX その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

柴田町は、地方自治法第 214 条の規定に基づき、本事業の実施に必要と予測される費用を債務負担行為として、また、PFI 手法の場合において PFI 法第 12 条に基づき、その契約内容について、議会の議決を得るものとする。

2. 事業者選定の応募に伴う費用負担

民間事業者の参加にかかる費用は、全て民間事業者の負担とする。

3. 本事業に係る情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、柴田町のホームページを通じて公表する。

4. 実施方針の変更

柴田町は、民間事業者からの意見等を踏まえ、PFI 手法の場合において PFI 法第 7 条に定める特定事業の選定までの間に実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、柴田町のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

5. 実施方針に関する意見等の受付

本方針は、「対話」及び「質問」等の受付を実施する。

(1) 対話について

日時：令和 3 年 7 月 12 日（月）～ 令和 3 年 8 月 12 日（木）

申込：令和 3 年 8 月 10 日（火）までに「【様式 1】実施方針に関する対話申込書」を記入し、E メールで提出する。

(2) 質問について

実施方針に関する質問受付期間は、令和 3 年 8 月 10 日（火）までとし、質問を希望する場合は「【様式 2】実施方針に関する質問書」を記入し、E メールで提出する。

(3) 回答について

対話及び質問は、原則、個別に回答するものとするが、柴田町が公表すべき事項と判断した場合は柴田町のホームページで公開する。

6. 実施方針等に関する問合せ先

担当部署：柴田町教育委員会スポーツ振興課

住 所：〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3-45

電話番号：0224-87-8706（直通）

Eメール：sports@town.shibata.miyagi.jp

7. 添付書類等

【別紙】リスク分担表（案）

【様式1】実施方針に関する対話申込書

【様式2】実施方針に関する質問書